

議案第 5 1 号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア中 (7) を削り、同号ア (i) 中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア (i) を同号ア (7) とし、同号ア (7) を同号ア (i) とする。

第 2 2 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 6 条を第 2 8 条とし、第 2 5 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 6 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た場合は、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の

措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち引き続き在職した期間が1年以上であることとした要件を廃止すること、妊娠又は出産等を申し出た職員に対し育児休業に関する制度を知らせること等の措置を講じなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。